

七夕における西王母と王子喬

——大江以言「七夕陪秘書閣、同賦織女雲為衣、応製」詩序をめぐって——

吉 野 圭 南

一、はじめに

この詩序は、長保五年（一〇〇三）七月七日に開かれた宴で作られ、「織女雲為衣」^[1]を題とする。まず始めに詩序の本文をあげておく。なお、内容の構成によって三段に分けている。

第一段 詩宴の基本情報（場所・主催者・出席者・時節等の事柄）

金商七月之候、銀漢二星之期。

綺節麗辰之標名、露布於四民之令。

詞人才子之伝頌、風羅於万代之文。

聖上、

装金殿、排石渠、

列星位、召風人。

香粉曉散、遠咲秦城宮掖之雲、

玉簾晴披、長嘲周王羽陵之露。

蓋乃、

聖範好文、宸旒鑑古之至也。

第二段 題の敷衍

于時、仙星增飾、綵雲為衣。

裝居霧帳、相待鵲翅之南北、

襲備霓裳、亦從龍蹄之去留。

至如夫榆風吹兮易乱、桂月臨兮欲晴。

裁無刀尺、經西母之路而弥縫、

染有淺深、逐子喬之駕而潤色者也。

第三段 序者の述懐

既而、

玉井影上、銅水声移、

醉天尉湛湛之恩、乞星躔奕奕之巧、

以言、

聚丹蚩而成功、雖歛属堯日之南明、

問青鳥而記事、猶恨暗漢雲之仔細。

遙隔羽服之化、

忽列仙衣之衿。云爾。謹序。

※全て新字体に改めた。なお、以後の漢詩文も特に注記のない限り新字体へと改めている。

この詩序の第三段には、佳句として評価されている隔句対がある。「聚丹蚩而成功、雖歛属堯日之南明、問青鳥而記事。猶恨暗漢雲之仔細。」（丹蚩を聚めて功を積み、堯日の南明を仰ぐといへども、青鳥に問ひて事を記すに、恨むらくは漢雲の仔細に暗きことを。）という句である。『江談抄』第六（十七）には、この佳句が一条天皇の知るところとなり、以言は藏人に補任されそうになったが、入道道長や殿上人が承知しなかつたため補任されずに終わってしまったという話が残る。さらに、この話に関しては、『江談抄』第四（九十九）に、藏人に補任されなかつたことを不満に思った以言が、臣下が帝を欺いたという趙高の故事を用いて、帝の周りの臣下を風刺する句を作つたという後日談もある。殿上人たちはこの時、以言の様子を揶揄して「湯氣上らんとす」と言つたという逸話も残る。この話のため、先述した隔句対がよく知られているが、今回は、第二段の「至如夫榆風吹兮易乱、桂月臨兮欲晴、裁無刀尺、經西母之路而弥縫、染有淺深、逐子喬之駕而潤色者也。」（夫の榆風吹きて乱れ易く、桂月臨みて晴れんと欲するが、ごときに至りては、裁つに刀尺無く、西母の路を經めて弥縫し、染むるに淺深有りて、子喬の駕を逐うて潤色する者なり。）において、西王母と王子喬を対にしていることに注目したい。

西王母は『漢武帝内伝』に武帝と西王母の会合を描く話があり、その会合の日が、七月七日と設定されている。王子喬も『列仙伝』『王子喬』に、仙人王子喬が七月七日緜氏山で自分を待つようと家人に告げたとある。この二つの説

話は『初学記』「七月七日」にも採られており、現在伝わる七夕伝承と関連するような記述は見られないが、七月七日の出来事として知られていた。だが、王子喬が、七夕をテーマとした作品の中で詠まれる例は、管見の限り見えない。また、西王母も使者である「青鳥」が詠まれる作品が数首あるのみである。さらに、この二人を対句に用いることは珍しく、七夕の作品においては管見の限り見えない。では何故以言はこの二人を対句としたのであろうか。先に詩序を内容によって三段落に分けたが、そのうち第二段は「織女雲為衣」の題を表現している箇所である。「西母之路」が織女の「雲衣」を表現しており、それを「子喬之駕」である白鶴が白く美しく染める、として、織女の雲衣を美しく輝く白衣として表現している。この対句の表現のために、以言は七夕では珍しい西王母と王子喬を対にしたのである。ここに以言の創意があり、独自性がうかがえるのではないか。この点を検討するにあたり、それぞれの説話と七夕伝承の関わりや、題について考察した上で、改めて以言の表現について考えたい。以言については、後藤昭雄氏「大江以言考」(『平安朝漢文学論考補訂版』勉誠出版、二〇〇五年二月、『平安文学研究』四十八号、平安文学研究会、一九七二年六月初出)があり、詩序では、吉原浩人氏「大江以言擬勸学会詩序考」『法華経』の受容と白居易」(『東洋の思想と宗教』二十八号、早稲田大学東洋哲学会、二〇一一年三月)などがあるが、今回とりあげる詩序については、柿村重松氏の『本朝文学粹註釈』が注釈を行っているのみである。

二、西王母・王子喬の七夕との関連について

以言は該当句において、七夕で用いられる説話としては先例の少ない西王母と王子喬を用いているが、それは、王子喬も西王母も「七月七日」と関わる説話を持っていたからである。そこで、詩序で用いられた二人の説話について確認をしておく。

まず、柿村註は詩序の「西母之路」について『漢武内帝伝』を引き、「子喬之駕」について『列仙伝』「王子喬」の話
を引いている。また、この詩序では、第三段の「青鳥」が「西母之路」と同様に西王母の武帝訪問譚に基づいているが、
柿村注は、ここでは『漢武故事』を引いている。⁽⁹⁾ 今回の詩序で用いられた西王母と王子喬の説話は、いずれも『初学記』
「七月七日」に採られ、事対において、「鳳鳥」「雲輦」「九光灯」に『漢武内帝伝』が引かれ、「青鳥来」には、『漢武故
事』を引き、「乗鶴」では、『列仙伝』「王子喬」を引いている。これらは、「七月七日」の故事として、当時の文人には
よく知られたものであった。また、『漢武内帝伝』と『漢武故事』の西王母説話は、それぞれ本文に多少の差異はあるが、
西王母が武帝に使いをやり、七月七日に訪れると伝言すること、七月七日になると、西王母が武帝へ会いにやって来る
こと、この二点をもつ話であることは共通している。次に、『初学記』「雲輦」の引く『漢武内帝伝』と「青鳥来」の引
く『漢武故事』を載せる。⁽¹⁰⁾

「雲輦」

漢武内帝伝曰、帝登尋真之白齋、到七月七日夜。忽見天西南如白雲起。鬱鬱直来趨宮後、頃西王母至乘紫雲之輦。(漢
武帝内伝曰く、帝尋真の台に登りて齋す。七月七日夜に到り、忽ち天西南に白雲起くるが)ときを見る。鬱鬱とし
て直に趨宮に来たりて後、頃して西王母紫雲の輦に乗りて至る。)

「青鳥来」

漢武故事曰、七月七日、上於承華殿齋。正中、忽有一青鳥從西而来。集殿前。上問東方朔、朔曰、「此西王母来。
有一青鳥如鳥侍王母傍。」(漢武故事曰く、七月七日、承華殿に上り齋す。正中、忽ち一青鳥の西より来たる有り。)

殿前に集まる。上東方朔に問ふに、朔曰く、「此れ西王母の來たる。一青鳥烏のごとくして王母の傍に侍る有り。」

次に、『初学記』「乗鶴」の引く『列仙伝』「王子喬」を載せる。

「乗鶴」

列仙伝曰、王子喬見桓良曰、「告我家。七月七日、待我於緱氏山頭。」果乗白鶴駐山頭。望之不得到。举手謝時人、数日而去。(列仙伝曰く、王子喬桓良に見えて曰く、「我が家に告げよ。七月七日、我を緱氏山頭にて待て」と。果たして白鶴に乗じて山頭に駐す。之を望むも到るを得ず。手を挙げて時人に謝し、数日にして去る。)

「七月七日」と関わる王子喬は、『列仙伝』「王子喬」の説話のみである。この話において、王子喬の乗り物は白鶴となっている。そのため、「子喬之駕」とは、単なる鶴ではなく、「白い」鶴であることがわかる。これまでに上げた説話が全て『初学記』に載せられるというのは、以言が該当句の対を考える際に、参照した可能性があるだろう。¹³⁾

以上、以言が用いた説話を確認した。その上で、西王母、王子喬の七夕との関連について検討する。まず、七夕には有名な牽牛と織女の伝承がある。牽牛織女は、最も古い例が、『文選』「古詩十九首」にあり、¹⁴⁾その他、『荆楚歲時記』や『四民月令』、『続齊諧記』などにも牽牛織女の話がある。さらに、これらの書物には、曝書や、乞巧奠といった古くから行われてきた祭礼行事についても記載される。だが、いずれにも王子喬や西王母の名前は見えない。牽牛織女の伝承に関して言えば、時代を下っていくと、明末清初の「新史奇観」において、西王母との関わりが見えるようになる。このことは、范寧氏が「牛郎織女故事的演變」¹⁵⁾にて指摘されている。だが、王子喬については、牽牛織女とは関わらな

い。西王母や王子喬は、七夕伝承とも、その祭礼行事等の記述においても、七夕との関連が見られない。ただし、西王母と七夕に関しては、小南一郎氏が『西王母と七夕伝承』⁽¹⁶⁾において、直接的な交渉の見られる記録が清代からで、文献的に時代を遡ることができなかつたとしても、七夕、牽牛織女と西王母との関わりは、神話的な伝承の中にその基盤があると指摘されているが、以言の詩を考えるにあたっては、実際に七夕を詠む先行作品に西王母や王子喬があるかどうか重要であろう。しかし、七夕作品においては、王子喬の説話を用いた先行作品は確認できなかった。ただし、西王母には、中国、日本ともに漢詩に先行作品があった。中国では次の二例である。

「七夕」(北齊、邢邵)⁽¹⁷⁾

愿逐青鳥去、
愿つとみて青鳥を逐いて去り、
暫因希羽翼。
暫く羽翼を希こひねがふに因よる。

「七夕」(唐、崔国輔)

遥思漢武帝、
遙かに漢武帝を思ひ、
青鳥幾時過。
青鳥幾時か過ぐ。

どちらも、西王母の使者として知られる「青鳥」が用いられている。特に、崔国輔の「七夕」では、対句に武帝を上げていて、これは、前掲『漢武故事』を踏まえたものである。日本では、『懷風藻』に七夕作品での西王母説話の利用が見られる。

「七夕」藤原総前

欲知神仙会、神仙の会を知らまく欲せば、

青鳥入瓊楼。青鳥瓊楼に入るといふことを。

神仙の会、つまり、牽牛と織女の会合について知りたいと思うのなら、西王母の使いである青鳥が楼閣に飛び入ってくるのを見ればよいとある。以上の三例からもわかるように、漢詩文学作品において、西王母説話は「青鳥」として七夕に利用されていた。だが、以言は題を表現するため、「青鳥」ではなく、「西母之路」の雲を用いた点は留意しておくべきである。この点については後述する。

以上、本節において確認したことをまとめると、以言が用いた西王母と王子喬の説話は、西王母の武帝訪問と仙人王子喬の話であって、それらはいずれも「七月七日」という日月が設定され、『初学記』「七月七日」の項目で採られており、以言や当時の文人にもよく知られていた。そして、西王母には、神話的側面において、織女や七夕との関連が窺える。また、実際に七夕の漢詩文で用いられた先行例もあった。ただし、「青鳥」の語で用いるのが一般的であり、以言のように「西母」の雲を使う作品はなかった。そして、王子喬には、七夕の伝承や祭祀行事としての関連は見られず、七夕の漢詩文においても先行作品が見られなかった。また、『初学記』でも「七月七日」に採られる点は、以言の該当句の発想に影響が考えられるが、七夕で王子喬が詠まれることはなく、西王母と対にして用いる作品も管見の限り見えない。この二人の対は、たとえ『初学記』に見出せたとしても、当たり前前に用いられる対ではなかった。以言が、このような先例のない対を、単に「七月七日」の共通点で用いたとは考えにくい。この結果を踏まえて、次節において、改めて該当箇所を含む第二段落をあげ、その表現について検討する。

三、該当箇所における以言の表現について

前節、該当箇所の対句を考える前に、西王母、王子喬二人の説話と七夕との関連を見た。西王母が「七夕」の先行作品で用いられていたが、「青鳥」と詠むのが一般的であったこと、王子喬に「七夕」の先行作品で用いられた例が見えないということは、特に注目すべき点であった。今、再び第二段落をあげて、以言が題をどのように詠み込んだのか見ていく。⁽¹⁸⁾

于時、

仙星増飾、

綵雲為衣。

装居霧帳、相待鵲羽之南北、

襲備霓裳、亦從龍蹄之去留。

至如夫

榆風吹兮易乱、

桂月臨兮欲晴。

裁無刀尺、經西母之路而弥縫、

染有淺深、逐子喬之駕而潤色者也。

(時に、仙星飾を増し、雲を綵^をって衣と為す。霧の帳に装ひ居て、鵲羽の南北を相待ち、霓裳を襲ね備へて、亦龍蹄

の去留するに従ふ。夫の榆風吹きて乱れ易く、桂月臨みて晴れんと欲するがごときに至りては、裁つに刀尺無くて、西母の路を經めて弥縫し、染るに浅深有りて、子喬の駕を逐うて潤色する者なり。）

第二段は、「織女雲為衣」の題を敷衍する部分であり、句題詩と同じ方法をとることが指摘されている。¹⁹ 特に題の敷衍に関しては、句題詩では、首聯では、題字を句に詠み込む必要があり、頷聯、頸聯では、対句を用いて、題字を用いず、題意を表現すること、加えて、どちらかの聯に故事を詠み込むことが望ましいとされる。詩序の第二段において、題を敷衍するのにも、同様の姿勢が取られており、題字を詠み込む、故事を用いる、題字を用いずに題意を表現する、という三つの表現で題を敷衍する必要がある。この点も踏まえて、第二段の語釈をし、題の表現について確認する。

まず、「仙星」とは、仙人の星。ここでは、織女のことをいう。「綵雲為衣」は、空にかかる色美しき雲を、織女が衣としているの意。「装居霧帳」は、帳（霧）の向こうに着飾った織女がいるということ。「待鵲羽之南北」は、南北に鵲の羽が広がって橋となるのを待つ²⁰の意。『風俗通儀』に「織女七夕、当渡河、使鵲為橋。（織女七夕、当に河を渡らんとするに、鵲を使はして橋と為す。）」とあって、鵲は織女が牽牛の元へと渡る際に橋となる。ただし、ここでは、鵲の橋を渡ってやって来るのは牽牛である。「霓裳」は、虹のように美しい裳。織女の纏う雲衣の美しさの表現。「従龍蹄去留」は、龍蹄は龍のように素晴らしい馬のことで、その去留に従うというのは、牽牛が駿馬に乗ってやって来るのに任せるということ。第二段前半は、牽牛の訪れを待つ織女の様子を描いている。後半部分の語釈は、「榆風」、「桂月」が、それぞれ風と月の別称となっている。「刀尺」は、ハサミと物差し。「経」は、調えること。「西母之路」は、西王母の通る路のこと。武帝を訪問する際に、西王母は空からやって来るのだが、『漢武帝内伝』には、雲が生じるとあり、『漢武故事』などでは、紫雲の車に乗ってやって来た²¹とされることを考えると、この「西母之路」とは、単なる路ではなく、

雲の路だと考えられる。この雲が風によって吹き乱れた織女の雲衣を補う衣となる。「弥縫」は、繕うこと。つまり、「裁無刀尺、経西母之路而弥縫」は、風が吹いて乱れた雲衣の欠けた部分を、「西王母の路である雲を調べて、布として用いて繕う」という。対句の「浅深」は、布（雲）を染めた際に色の浅深があること。「逐」は、追うこと。「子喬之駕」は、王子喬の白い鶴を指す。前掲『列仙伝』の故事による。「潤色」は、文飾の意味で用いられることが多いが、ここでは、輝きや彩りを付け加えることの意味に用いる。後半部分は、西王母の路にある雲によって織女の衣を繕う、として、題である織女の雲衣を表現していることを踏まえると、対句となる「染有浅深」以下の句も、同様に、織女の雲衣に關しての表現だと考えられる。つまり、「染有浅深」の、布を染めて色の濃いとところと浅いとところがあるというのは、風によって雲衣が乱れた（＝雲がまばらになってしまった）とする織女の雲衣の状態であろう。そして、続く王子喬の白鶴を逐いかけるというのは、そのことによって、斑になった衣が、輝きや彩りを増すのだから、ここでは、衣を白く染めると理解すべきであろう。王子喬の白鶴によって、衣は真っ白に染め上げられ、輝きを増すのである。第二段後半は、織女の纏う「雲衣」について表現している。

第二段全体の解釈をまとめると、「時に織女は飾りを増して、色美しき雲を衣とする。霧の帳の向こうに装って居り、鵲の羽が南北に広がり天の河に橋を渡すのを待つ。虹のような裳を襲へ備えて、牽牛が龍馬に乗ってやって来るのを待つ。もし、雲が風に吹かれて（衣が）乱れ、月があたりを照らして空が晴れようとするならば、布（雲）を裁ち切る刀尺が無くとも、西王母の路にある雲を調べて布とし、雲衣を繕い、衣を染めて色の濃き浅きがあるように、雲（衣）がまばらに散ってしまったても、王子喬の白い鶴を追いかけてゆくことで、衣は鶴の美しい白に染まるだろう。」となる。つまり、第二段全体が、題である「雲の衣を着た織女」を表現しており、特に、前半には、「織女」が「仙星」となっているが、「織女雲為衣」の題字が詠み込まれており、後半は、題字を用いずに題意である「雲の衣を着た織女」を表

現している。題の敷衍を行う箇所は、「ことさらに心を碎」く部分であり、以言も当然技巧を凝らしたであろう。では、該当句において、以言は一体どのように題を表現したのか。

「織女雲為衣」の題について、先述の通り、後半の部分は、織女が衣とした「雲衣」を題字を用いずに表現する必要がある。そして、以言は「雲衣」を、風によって乱れてしまったとして、それを西王母の雲によって繕い、王子喬の鶴によって白く染めたと表現している。つまり、以言は「雲衣」を白い衣だと捉え、西王母で「雲衣」が「雲」であることを表現し、王子喬でその衣が「白」く美しいものだとして表現した。西王母の故事が七夕に詠まれる場合は、「青鳥」の方が一般的であるが、「青鳥」としなかったのは、ここで、「雲」を持ち出すためだと考えられる。そして、王子喬を西王母と対句に用いることは、以言以前にあまり見られないが、ここでは、斑になってしまった白い雲の衣を、白く染めて潤色するための「白」が必要であり、そのための白い何かを持ち、西王母と対になるような人物で、かつ「七月七日」と関わる人物が必要となる。それが王子喬であった。よって、以言がこの隔句対において、七夕に「青鳥」ではない西王母を持ち出したのも、西王母と王子喬を対としたのも、題の敷衍を考えてのことだったといえる。

以言は、「雲衣」を白い衣として捉え、風によってまばらになったその衣を白く染めて潤色すると表現した。しかし、そもそも「雲衣」を白として捉えることは、一般的であったのだろうか。次節において検討する。

四、織女の「雲衣」について

前節では、西王母と王子喬の隔句対において、題がどのように敷衍されているかを確認した。それにより、以言が織女の「雲衣」を「白い衣」と捉えていたことがわかった。そのため、ここでは、七夕において用いられる「雲衣」が「白」という色と結びつけて考えられているかを検討する。

「雲衣」という語自体は古く、『楚辞』「九歌」（東君）や、「九歎」（遠逝）に見えるが、七夕詩中において、織女の衣を雲の衣と表現するような例は、唐代に入ってから見えるようになる。

初唐、何仲宣「七夕賦詠成篇」

歴歴珠星疑挖佩、歴歴珠星佩を挖くかと疑ひ、

冉冉雲衣似曳羅。冉冉雲衣羅を曳くに似たり。

初唐、許敬宗「七夕賦詠成篇」

情催巧笑開星鬢、情 巧笑を催して星鬢を開き、

不惜呈露解雲衣。呈露を惜しまずして雲衣を解く。

初唐、杜審言「奉和七夕侍宴兩儀殿、応制（七夕兩儀殿に侍宴するに和し奉る、応制）」

斂淚開星鬢、淚を斂めて星鬢を開き、

微步動雲衣。歩みを微かにして雲衣を動かす。

中唐、劉言史「七夕歌」

雲衣香薄妝態新、雲衣香薄にして妝態新たし、

彩駢悠悠度天津。彩駢悠悠と天津を度る。

許敬宗の「雲衣」は、前句の「開星鑿」が、織女を描写すると考えられるので、後句の「雲衣」も、織女の衣のことであろう。杜審言もまた、前句の、涙をおさめて笑うというのは、織女のことであろうから、該当句の「歩」は織女の動作で、「雲衣」は織女の衣。劉言史の歌もまた、該当句の後半が新たに化粧をして着飾るとあるのに加えて天津を渡るとあるので、ぼんやりと香る「雲衣」もまた織女の衣である。中国の漢詩文でもこのように織女の衣として雲衣が用いられていた。日本では、『懷風藻』に「雲衣」が見られる。

藤原史「七夕」『懷風藻』三十三

雲衣兩ふた観夕、雲衣兩ふたたび観る夕べ、

月鏡一逢秋。月鏡一たび逢ふ秋。

この詩の「雲衣」は、対の「月鏡」が月そのものを指すので、空の雲のことを言うのであろう。織女の衣ではないが、七夕に「雲衣」という語を利用する例ではある。日本の漢詩文において、七夕の「雲衣」は、これ以外には管見の限り見えず、織女の衣とする作品は、以言の詩序以前には見えない。和歌の方では、織女の衣が雲の衣であることを用いて詠んだ歌が、『万葉集』巻十にある。

秋風 吹漂蕩 白雲者 織女之 天津領巾褱

あきかぜのふきただよはすしらくもはたなばたつめのあまつひれかも

天漢 霧立上 棚幡乃 雲衣能 飄袖鴨

あまのがはきりたちのぼるたなばたのくものころものかへるそでかも

(卷十、二〇六三)

この二例となる。どちらも作者は未詳で、二〇四一番歌は雲衣そのままではないが、白雲が織女の纏う領巾かとしている。これには、今まで挙げてきたような、「雲衣」を「織女の衣」とする漢詩文学作品の影響が見られる。²¹⁾

以上、七夕における「雲衣」の先行作品を見た。「雲衣」が「織女の衣」と表現される例は初唐に始まり、日本では、漢詩文に影響を受けた和歌作品が『万葉集』などに見えた。また、『万葉集』二〇四一番歌は、「白雲」を「織女の衣」と、白に表現しているが、特段「白」という色を強調しているわけではなく、その点が以言と異なっている。以言のように「雲衣」を「白い衣」だと強調するような作品は、以言以前には見出しがたいのである。

五、まとめ

第二節と第三節では、七夕における西王母と王子喬の関わりを見た上で、以言が、西王母と王子喬を対句にしたのは、「七月七日」という説話中の日時の共通点だけではなく、題の「雲衣」を白と解釈して、表現することを意識したためであろうと考えた。このために、以言は、「雲」と「白鶴」のそれぞれを、その説話の中から持ち出し、この対句によって織女の「雲衣」の美しさを表現していた。そして、前節では、題である織女と「雲衣」についてまとめた。「雲衣」という語は、古くは「楚辞」に見えるが、ここでは織女と結びついてはおらず、唐代になると織女の衣として詠まれ始める。日本では、『懷風藻』と『万葉集』において、七夕詩中の「雲衣」が見られる。『懷風藻』の方は、空にかかる雲

のことであつたが、『万葉集』では、「しらくもはたなばたつめのあまつひれかも」や、「たなばたのくものころも」というように、雲が織女の衣に見立てられて詠まれており、古くから親しまれた表現であつた。だが、以言のように「雲衣」を白と捉え、衣を白く染めて「潤色」するといった、「白」を強く意識した表現はなかつた。この点が、西王母と王子喬による対句や、七夕で用いられることのない故事の利用という以言独自の表現に繋がったといえるのではないだろうか。そして、西王母と王子喬を七夕に用いるといった以言の表現は、以言以降にもあまり見えない。ただし、藤原実綱が同じく七夕の詩序で西王母と王子喬を対句にして詩序の冒頭に用いている。⁽²⁾

『本朝統文粹』卷八「七夕侍宴、同賦夜深渡漢水（七夕宴に侍して、同じく夜の深きに漢水を渡るということを賦す。）」

夫初秋七夕者、古今良燕也。

西母之来漢朝、二鳥青於承華之月。

子喬之去周代、仙鶴白於縦山之雲。

誠是令辰之先談、奕世之遺美也。

（夫れ初秋七夕は、古今良燕なり。西母の漢朝に来たるや、二鳥承華の月に青し。子喬の周代に去るや、仙鶴縦山の雲に白し。誠にはれ令辰の先談、奕世の遺美なり。）

以言が西王母と王子喬の対を用いたのは、第二段の題の敷衍を行っている場所であつた。それに対して実綱は、冒頭で用いている。詩序の内容によって三段に分けた際、第一段では、まず時節や開催場所の情景といった、宴のいわば基本情報などを詠むことがほとんどである。そのため、実綱は時節にあたる「七夕」を、明確に示す必要があつた。この

場所であ実綱は、西王母と王子喬の対を用いている。七夕においてこの二人を対句にした上に、「西母」や「子喬」と表現するのは、やはり以言の影響であろう。七夕における西王母と王子喬の対は、これ以外には見当たらない。そして、唯一見当たった実綱の作品が、明らかに以言と同じ表現をしていることは、以言からの影響であり、それだけ以言の対句が、特異な表現であったといえるのではないだろうか。

注

(1) 『権記』長保五年(一〇〇三)に「七日、乙未。内豎来告召由。参入。依御物忌、早不参上。丑剋参上。作文。文章博士以言、候御書所、作序。其題「織女雲為衣」。(七日、乙未。内豎来たりて召す由を告ぐ。参入す。御物忌に依りて、早く参上せず。丑剋参上す。作文。文章博士以言、御書所に候じ、序を作る。其の題、「織女、雲を衣と為す」と。)とある。ただし、『日本紀略』では、寛弘二年(一〇〇五)とあり、『権記』にも同年「七日、癸丑。参内。有作文事。(七日、癸丑。内に参る。作文の事有り。)」に宴があったとする。また、『御堂関白記』にも同年宴が開かれたとするが、「七日、癸丑。雖物忌、依召参内。有作文。題云、「佳会風为使」。以知為韻。(七日、癸丑。物忌と雖も、召しに依りて、内に参る。作文有り。題に云はく、「佳会は風を使と為す」と。知を以て韻と為す。)」とあり、題が異なっている。今、開催日時は、『権記』に従う。

(2) 内容の構成を三段に分けるのは、佐藤道生氏「詩序と句題詩」(『日本漢学研究』二号、一九九八年十月)、同氏『平安後期日本漢文学の研究』(笠間書院、二〇〇三年五月所収)の指摘される詩序の構成に基づく。

(3) 「依此句擬補藏人。雖然入道殿并殿上人不承引之故不補。(この句に依りて藏人に補せんとす。しかりといへども入道殿ならびに殿上人の承引せざる故に補せず。)」とある。

(4) 『史記』六、秦始皇本紀より、趙高が自分の権威を試そうとして、二世皇帝に鹿を献じながら、鹿を馬と言い張ったという逸話。

- (5) 以言の本姓が弓削であることと、殿上にながろうとしていることを用いた。
- (6) この他『漢武故事』『博物志』に同系統の話があり、どちらも七月七日である。
- (7) 呂令問「金莖賦」(『全唐文』卷二百九十六)に漢の武帝の神仙に対する憧れが表現される文で、「想王喬之再睹、乘羽服以踟躕。思王母之一至、拈霓裳以嬋娟。(王喬の再び睹すことを想ふに、羽服に乗じて以て踟躕たり。王母の一人に至ることを思ふに、霓裳を拈^ひいて以て嬋娟たり。)」と対になっているが、七夕や七月七日と直接的には関わっていない。
- (8) 柿村重松『本朝文粹註釈』(富山房、一九六八年九月)を参照。以後、柿村註と書いたものは本書を参照している。
- (9) 柿村注は「七月七日(中略)、到夜、二更之後、忽見西南如白雲起、鬱然直来、遙趨宮庭、須臾転近、聞雲中簫鼓之声、人馬之響、半食頃、王母至也。」として引用するが、この本文は正統道藏本、守山閣叢書本どちらの『漢武帝内伝』のテキストとも異なる点が見られる。本文の異なりは留意すべきであるが、七月七日の夜、二更の頃になって、西南に白い雲が起り、その雲の中より王母がやってきたという点はこのテキストでも共通している。今回この箇所に関しては、「七月七日の夜に西王母が訪ねてくる」という点が共通しているのならば、どの本文でも問題はない。そのため、今回は正統道藏本『漢武帝内伝』のテキストに依った。
- (10) 『漢武帝内伝』には、「青鳥」の語が見えない。また、『初学記』でも「青鳥来」に引くのは、『漢武故事』である。
- (11) 以言の詩序に関わる本文の異同は次の通りである。まず、『漢武帝内伝』では、西王母がやって来ると武帝に告げに来る使者が「青い衣の女」となっているが、『漢武故事』では、使者とだけある。そして、『漢武故事』において、王母の来る前にやって来て身を清めておくよう伝えた「青鳥」が『漢武帝内伝』には見えない。さらに、西王母の側に侍る二青鳥が、『漢武帝内伝』では、侍女二人になっている。第一節にて述べた佳句に用いられている「青鳥」は、『漢武故事』に見えるこの「青鳥」に基づく。また、西王母が武帝のもとを訪れる際に『漢武帝内伝』では、白い雲が沸き起るが、『漢武故事』ではみえない。『漢武故事』では「紫車」となっている。
- (12) 『初学記』所引の『漢武帝内伝』と『漢武故事』も本文との差異はあるが、「雲」や「青鳥」の要素に差異はないため、今回は問題としない。

- (13) 吉原浩人氏が「天台山の王子信(晉)考―『列仙傳』から『熊野權現御垂跡縁起』への架橋―」(『東洋の思想と宗教』十二号、早稲田大学東洋哲学会、一九九五年三月)において、今回の以言詩序と後掲実綱の七夕詩序から、王子喬と西王母の隔句対をあげ、「これには『初學記』や『藝文類聚』などの「七月七日」の項に、この故事が取り上げられていたことの影響が大きい」という。『芸文類聚』「七月七日」では、『漢武故事』だけが引かれ、『漢武帝内伝』が引かれていない。本文では、説話に雲との関わりが見える、『初學記』からの影響のみ指摘している。
- (14) 「迢迢牽牛星、皎皎河漢女。(迢迢たる牽牛の星、皎皎たる河漢の女。)」とある。
- (15) 范寧「牛郎織女故事的演變」(『文学遺産』増刊第一輯、一九五五年、北京。)
- (16) 小南一郎『西王母と七夕伝承』一九九一年六月、平凡社。
- (17) 『芸文類聚』「七月七日」より。
- (18) 適宜、柿村重松『本朝文粹註釈』を参照した。
- (19) 前掲(注2)論文、佐藤氏は、「句題の詩序には詩題(句題)に関わる段が必ず置かれ、その段の作法は句題詩の首・領・頸聯の詠法に対応する」という。また、「これは『本朝統文粹』や『詩序集』に収める句題の詩序に共通して見られる原則である。しかし、遡って『本朝文粹』所収の詩序には必ずしも適用できるわけではない」とするが、今回の以言詩序は、題目、破題、本文の三要素によって題を敷衍しており、句題詩的な詠法であろう。
- (20) 前掲(注2)論文、佐藤氏は、「第二段は詩題に関わる部分であり、これこそ詩序の中心を成す最も重要な段である。……したがって詩序においても、詩宴の象徴とも言うべき詩題の内容は委曲を尽して記録描写されなければならない。そのために序者はこの段の表現にことさらに心を砕いたのである。」という。
- (21) 小島憲之氏が『上代文學と中国文學 中―出典論を中心とする比較文學的考察―』(一九六四年三月初版、一九七一年十月再版、塙書房)第七章「七夕をめぐる詩と歌」において、この詩の「くものころも」とは、「雲衣」という漢語を和語化したものであらうと指摘されている。
- (22) これまでに述べたとおり王子喬には七夕詠での漢詩文は見られず、西王母の七夕詠もまた数は少ない。さらにこの二

人での対となれば、ここで実綱は以言の詩序を意識して、七夕の時節表現を作ったと考えてよいだろう。

〈使用文献一覧〉

- 文選―『文選附考異』（藝文印書館、一九九八年十二月）
 風俗通義、楚辞―四部叢刊（上海商務印書館、一九二九年）
 山海經、列仙伝―全釈漢文大系（集英社、一九七五年）
 漢武帝内伝―『新編漢魏叢書』二（藝文印書館、二〇一三年八月）
 漢武故事―中国古典小説選（明治書院、二〇〇七年七月）
 初学記―『初学記』（中華書局、一九六二年一月）
 芸文類聚―『藝文類聚附索引』（上海古籍出版、一九六五年十一月）
 全唐詩―『全唐詩』（中華書局、一九六〇年四月）
 全唐文―『全唐文』（山西教育出版社、二〇〇二年十二月）
 懷風藻、日本書紀―日本古典文学大系（岩波書店）
 万葉集―『万葉集』本文篇（塙書房、一九六三年六月初版、一九九八年二月補訂版）西本願寺本
 本朝文粹、江談抄―新日本古典大系（岩波書店）
 本朝統文粹―国史大系（吉川弘文館）
 権記―増補史料大成（臨川書店、一九六五年九月）
 御堂関白記―『御堂関白記全註釈 改訂版』（思文閣出版、二〇二二年九月）
 ※引用に際して、漢字を新字体に改め、適宜訓読等も改めている。また、唐代の詩は全て『全唐詩』より引く。『万葉集』の歌番号は旧国歌大観番号によった。

（本学大学院博士後期課程）